

平成 23 年度第 1 回

帯広市国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成 23 年 5 月 30 日 (月)
午後 6 時 30 分～
場所 市役所 10 階第 6 会議室

出席委員（12名）

被保険者を代表する委員

神田 委員
桑原 委員
西本 委員

保険医又は薬剤師を代表する委員

堀 委員
前田 委員
有田 委員
渡邊 委員

公益を代表する委員

鎌田 委員
村中 委員
笹川 委員
正保 委員

被用者保険等を代表する委員

政也 委員

帯広市（10名）

原	市民環境部長
山口	企画調整監
小田原	国保課長
相馬	収納対策担当課長
森山	課長補佐（管理係担当）
柏木	課長補佐（給付係担当）
石崎	管理係長
小笠原	保険料係長
藤原	管理係主任
藤沼	管理係主任

- 事務局 ただいまから、平成 23 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を開催いたします。
- なお、会議に先立ちまして、はじめに、平成 23 年 3 月 31 日をもちまして公益を代表する〇〇委員より辞職の申し出が提出されております。〇〇委員の後任委員につきましては、〇〇委員の推薦がありましたので、委嘱するものです。委嘱状につきましては先に交付済みであります。〇〇委員よりひとこと、ごあいさつをお願いします。
- 委員 帯広大谷短期大学の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 事務局 ありがとうございます。これより先は、会長、議事進行についてよろしくをお願いします。
- 会長 皆さん、お晩でございます。公私ともども、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
- 多少風邪気味ですが、これから始めたいと思います。はじめに、副市長からご挨拶をいただきたいと思ひます。
- 副市長 皆さんお晩でございます。本日は、ご多忙中、夜間にもかかわらず、ご出席いただき、ありがとうございます。平成 23 年度第 1 回国民健康保険運営協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。
- 昨今の医療制度を取り巻く状況でございますが、東日本大震災とその後の福島第一原発事故に関連し、多くの方が被災されました。その中で、被災者の生命と健康を維持するため医療の重要性、その医療を支える保険制度の重要性が再認識されたところでございます。
- 一方で、相互扶助の考え方の下に運営されている医療保険でございますが、高齢化及び医療の高度化に伴う、医療費の増嵩により、安定的・継続的な制度運営が困難なものとなりつつあります。特に、所得の低い方や高齢者が多く加入する国民健康保険については、その傾向が顕著なものとなっております。

遅れてくるものと思われます。次に、議事録署名委員として〇〇委員及び〇〇委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、副市長におかれましては、あらかじめ次の日程を伺っておりますのでどうぞ退席ください。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります前に、平成 22 年度第 3 回国保運営協議会議事録について確認いたします。議事録は皆様のお手元に配られておりますが、訂正箇所などありますか。

(なしとの声)

無しとのことですので、議事録につきましては近日中に市のホームページにて公開することになります。

はじめに（１）諮問事項について議題とします。

平成 23 年度国民健康保険料率について、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、平成 23 年度の国民健康保険の保険料率につきまして、ご説明をさせていただきますが、諮問事項の説明の前に、今回保険料率の見直しに対する基本的な考え方・背景を説明させていただきます。

毎回のようにお話させていただきますが、一人当たり医療費は医療技術の進歩・高度化、これと被保険者の高齢化に伴って確実に上昇しています。ドック事業・特定健診などの実施やジェネリック医薬品の啓発などで、医療費の過度な上昇を抑える取り組みはしていますが、医療費上昇の傾向は歯止めがかからないのが実情です。

対して、収入面では、医療給付費など費用の増大に伴い国や道の負担金・補助金も増えますが、割合が決まっているため、保険者が用意するお金、つまり保険料も大きくなる仕組みとなっています。

病気がちな高齢者が多く、また、加入者の大半を占める低所得者に配慮し、保険料の増加を抑えるために、一般会計から政策的に繰入を行うことで、保険料の上昇をできる限り抑え、被保険者の負担の軽減を行っております。

本市の場合は医療費の上昇に対応する一方、累積赤字の解消にも取組まなければ、将来に付けを残すこととなりますことから、平成 23 年度は、昨年度に引き続き保険料の上昇を抑えつつ、累積赤字の解消も図る予算を計上しております。

累積赤字は 21 年度末で 3 億 5,761 万 7 千円と膨らんでおります。22 年度にこのうち 2 億 3,291 万 1 千円を解消しますが、現在決算に向け大詰めの作業を進めておりますが、22 年度も単年度で約 1 億円弱の赤字になりそうで、この分が上乘せになってしまうこととなります。やはり、単年度で赤字を出さない健全経営が必要ということです。

一般会計からの繰入額は、保険料の上昇を抑えるために昨年より 1 億 202 万 8 千円多い 3 億 4,095 万 4 千円を、更に累積赤字解消分として 8,313 万 7 千円を繰入れる予算を計上し、最大限の協力を頂いているものです。

2 月に行われた前回の運営協議会の際に頂いた皆様からの「保険料改定は仕方がないが、一般会計の繰入を多くして、少しでも保険料負担の軽減を図ってほしい」というご意見を予算の市長査定で報告させていただき、値上げ幅については北海道の協会けんぽの値上げ額 3,150 円を目安にと一般会計繰入金を増額する市長判断をしたという経過がございます。

こうした状況をご理解いただいた上で、本日の協議をお願いいたします。

それでは、諮問事項についてご説明いたします。議案書 1 ページでございます。

これが、本日諮問させていただく内容でございます。国保の保険料は (a) 医療保険分と (b) 後期高齢者支援金分、(c) 介護納付金分の 3 つに分かれておりますが、平成 23 年度の保険料率については、全ての区分についての料率を見直しさせていただいております。

保険料の計算は、3 つの区分とも世帯単位で計算します。1 世帯あたりに掛かる平等割とその世帯に含まれる被保険者一人ひとりに掛かる均等割、それからその世帯の前年度の所得に掛かる所得割、この 3 つの合計額が保険料となり、計算上高額になっても、これ以上は掛からないという最高限度が賦課限度額となっております。

平成 23 年度の保険料算定に用いる料率ですが、

医療保険分で、所得割 8.60% で前年対比 0.1 ポイント増

均等割、被保険者一人当たり 23,700円 前年対比 500円増

平等割、一世帯当たり 28,000円 前年対比 600円増

後期高齢者支援金分は、

所得割 2.40% 前年対比 0.1 ポイント増

均等割 6,600円 前年対比 300円増

平等割 7,800円 前年対比 200円減

40歳～65歳未満の被保険者の介護納付金分は、

所得割 1.80% 前年対比 0.1 ポイント増

均等割 7,500円 前年対比 100円減

平等割 6,300円 前年対比 400円減

という保険料率をご提案させていただくものです。

医療保険分については、医療給付費などの費用から、国・道などの歳入を差し引いて決めますが、医療費が伸びているため、これに伴い保険料も値上げが予想されたことから、今年2月3日に開催させて頂きました運営協議会でもご説明したとおり一人当たりの負担増を極力少なくするように一般会計からの政策的繰入金を入れて、保険料の増をできるだけ抑える予算を計上したところです。

その後、被保険者の数、世帯の数および前年度の所得が判明したため、賦課額を再計算した結果、後ほど個別にご説明しますが、一人当たりの平均保険料は、医療保険分で前年対比 653円増の 6万8,580円となりました。後期高齢者支援金分については、前年対比で 545円増の 1万9,201円、また、介護納付金分につきましては、前年対比 1,992円増の 2万1,983円となりました。単純に合計しますと、3,190円の増となります。

続けて、2ページからの説明資料に移ります。

(1) の前年比較表でございますが、所得割の率、被保険者お一人当たりの均等割額、1世帯当たりの平等割額、賦課限度額の前年対比増減を表した表となっております。

上段の(a)医療保険分につきましては、平成23年度分は、

22年度と比べて、所得割で0.10%増、均等割で500円増、平等割で600円増、また、賦課限度額で1万円増となっております。

このうち、賦課限度額につきましては、2月開催の前の運営協議会で答申をいただき、国の政令改正交付が3月25日で、定例会の最終日と同日でしたので、追加提案し即日議決頂き、条例改正を済ませております。

中段の(b)後期高齢者支援金分は22年度と比較して所得割で0.10%増、均等割で300円増、平等割で200円減、また、賦課限度額で1万円増となっております。

また、下段の(a)+(b)は上の2つを合わせたもので、20年度に後期高齢者支援金分が分割される前の旧医療保険分の数値を参考に掲載してあります。

次に、3ページの(c)介護納付金分については、40歳～65歳未満の介護保険の第2号被保険者に該当する被保険者だけに賦課されるものでございます。

介護分の算定につきましては、全市町村の介護サービス費用の見込み総額を、各市町村の第2号被保険者数に応じて国から示されるもので、現実的には支払額については市町村の裁量の余地がないものであります。

22年度と比較して所得割で0.10%増、均等割で100円減、平等割で400円減、また、賦課限度額で2万円増となっております。

次に4ページをご覧ください。それぞれの区分ごとの料率の積算の内訳をご説明いたします。

まず、医療保険分についての料率を決める際の基本的なしくみでございますが、医療保険分では、1年間に国保会計が支出する保険給付費から、その元手となる国・道からの負担金、その他前期高齢者交付金など財源として充てられるものと、一般会計から国保会計への支援となる一般会計繰入金を除いたものが、被保険者から頂く保険料総額となります。

この集めるべき保険料総額を、被保険者数、世帯数、前年所得により、按分していくものです。

まず、①の被保険者の状況であります。これは、国保加入者のうち、退職被保険者を除く、国保一般分の世帯および被保険者であります。

世帯数では、25,888世帯、被保険者数は43,750人となっております。

次に、②の被保険者の所得状況でございますが、基準総所得は、個人毎の各所得から基礎控除額33万円を控除したものの総額であり、256億969万円であります。

2段目の限度超過所得とは、一定所得以上、つまり医療分では限度額の49万を超えて賦課対象とならない所得であります。58億3,377万1千円となっております。

したがって、先ほどご説明した医療保険分の所得割料率である8.6%を乗じる賦課標準所得は、基準総所得から限度超過所得を差し引いた197億7,591万9千円となっております。

これらの所得状況につきましては、市民税賦課データをもとに把握しておりますが、一人当たりで割り返して見ますと基準総所得は増加し、国保の保険料に反映される賦課標準所得も増加しております。長く低下の傾向が続いていましたので、良い傾向であるといえます。

次に③ 基礎賦課総額の算定についてありますが、実際に被保険者から頂く保険料総額を決める算定であります。

医療給付費など費用のうち、①の139億6,249万6千円が一般被保険者に対する保険者、つまり帯広市国保の負担額でありまして、ここから国の負担額②32億9,046万円、③一般会計繰入金11億5,416万9千円、④保険料滞納繰越、これは、22年度以前に未納となっている保険料が年度を越えて平成23年度に収入になるもので、2億8,111万9千円、⑤道費その他前期高齢者交付金など66億1,741万1千円の収入として見込める額を差し引いた額、⑥26億1,933万7千円が、23年度に現年分として集めるべき保険料になります。

ところが、ご承知のとおり収納率は100%ではありませんので、この⑥保険料現年分を今年度目標としております収納率87.3%で割り返したものが、⑦の調定額で30億38万6千円になります。これが実際に被保険者の皆さんに掛けさせて頂く保険料、つまり調定額となります。収納率の関係で入ってこない分を加えて調定しなければ、必要となる⑥の額を確保できないということです。

この⑦額に一時的に法定軽減減免額、これは、低所得世帯に対し保険料を所得により2割、5割、7割軽減する制度

があり、その軽減額4億2,712万9千円を加えた34億2,751万5千円が保険料率を算出するための基礎賦課総額となります。

これは、法定軽減は応益割といわれる均等割と平等割だけを軽減するため、所得割、均等割、平等割の賦課の割合を決める際に一時的に軽減前の数値に戻して算定するためのものです。

次にその下のブロックの④基礎賦課額の保険料率の算定ですが、帯広市の場合は条例で、この基礎賦課総額を所得割50%、均等割で30%、平等割20%で頂くことになっています。

つまり、基準となる割合をもとに、按分の目標値を算出し、所得割は賦課基準総所得で、均等割は被保険者数で、平等割は世帯数で、それぞれ割り返して今年度の料率を算出したところでは。

その結果、二重線で囲った保険料率C欄にありますとおり、所得割については8.60%、均等割については23,700円、平等割については28,000円となったところです。

このC欄の保険料率に、賦課標準所得、被保険者数、世帯数を掛けたものがd欄となっています。

この合計額から、先ほど一時的に加算した⑧法定軽減の額を除いて、実際の調定額30億38万6千円になります。

次に一番下段の⑤、一人当たり保険料ですが、調定額30億38万6千円を被保険者数4万3,750人で割った額が6万8,580円で22年度と比べて653円、0.96%の増となっています。

次に5ページ目の(b)後期高齢者支援金分についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度の創設にともないまして、平成20度から新設された区分になります。

表の仕組みは先ほどの医療保険分と同じであります。まず、①の世帯数、被保険者数につきましては、先ほどの医療保険分と同じ数値が入ります。

②の被保険者の所得状況の基準総所得は、医療保険分と同じ256億969万円ですが、賦課限度額が違いますので、限度超過所得が56億9,089万8千円となり、差し引き賦課標準所得は199億1,879万2千円になります。

③の基礎賦課総額の算定につきましては、後期高齢者支援金の総額は、20億746万4千円でありまして、そこから国の負担金、一般会計繰入金、道からの負担金などを除いた表の右端⑥の7億3,334万3千円が保険料現年分で賄う額となります。

これを収納率87.3%で割り返した額が、⑦調定額で8億4,002万6千円となり、これが実際の調定額となります。

これに一時的に法定軽減を加えた額が⑨の基礎賦課総額で、9億5,899万円となります。

これを先ほどの医療保険分と同様に算出した結果、④基礎賦課額の保険料率の算定の表の2重線で囲まれたC欄にありますように、所得割については2.40%、均等割については6,600円、平等割については7,800円となったところです。

⑤の一人当たり保険料では、1万9,201円、前年比で545円、2.92%増となっております。

次に、6ページをご覧ください。

(c) 介護納付金分についてご説明いたします。

まず①被保険者の状況であります。これは退職被保険者を含みますが、40歳から64歳までの人だけに掛かるものですから、これに該当する人、世帯だけになります。

世帯数は、13,887世帯、被保険者数が17,498人となっております。

次に、②被保険者の所得状況でございますが、基準総所得が151億525万4千円、限度超過所得が、31億6,969万8千円、賦課標準所得は、119億3,555万6千円となっております。

次に③ 基礎賦課総額の算定についてありますが、平成23年度国に納付すべき介護納付金等は、①の8億8,841万5千円で、これが保険者負担額になります。

この額から、前と同様に国の負担額、一般会計繰入金を差し引きまして、⑥の3億3,987万9千円が保険料現年分で賄う額で、これを介護納付金分の収納率88.36%で割って算出しますと⑦の実際の調定額3億8,465万3千円となります。

この調定額に、一時的に法定軽減額4,891万円を加え

た4億3,356万3千円が基礎賦課総額になります。

次に④の基礎賦課額の保険料率の算定であります。先ほどの医療保険分などと同様に計算した結果、2重線で囲まれたC欄にありますように、所得割が1.80%、均等割が7,500円、平等割が6,300円となったところでございます。

⑤の一人当たり保険料であります。2万1,983円で、前年比1,992円、9.96%の増になっております。長くなりましたが、以上、平成23年度国民健康保険の保険料率のご説明でございます。

よろしく、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。ただいま大変詳しく説明いただきました。説明を受けた内容から、医療費増の見込みと今回の改定によりどの位の保険料の引上げになるのか。また、一般会計の繰入金は昨年より1億円余り増えたという内容ですが、一般会計の繰入金がなければどの位の保険料の上昇となるのか、この点について簡単に説明をお願いしたい。

事務局

平成23年度の予算編成に当り一人当たりの医療費の伸びを4.8%増と想定しました。医療費の伸びについては、加入者の各年代毎に区分し推計しましたが、医療費が高い高齢者が多くいることから、全体では5.1%の伸びとなっております。また、医療費は診療報酬改定のある年、ない年で伸び率が違います。平成23年度は改定のない年で、過去の実績を見ますと、診療報酬の改定年より医療費が伸びる傾向にあり、診療報酬の改定はマイナス改定が続いたため、低くなりますが、改定のない年は伸びる傾向にあります。予算編成の医療費の伸びについては、過去、2回の診療報酬改定年の翌年の伸び率の平均が4.8%から今回、この数字で医療費の伸びと推計しております。医療費が伸びますと、保険料もそれ相応に伸ばさなければならないのですが、国保加入者は低所得者等が多いことから、伸び分の反映が厳しいと判断しています。保険料の上昇を抑えるために繰入しておりますが、昨年より1億200万円余増え、3億4千万円となっております。この分は法定で決まった額でなく、帯広市の判断で繰入しており、この額がなければ相当額の値上げが必要としております。

- 会長 予算編成時の保険料の伸び率は。
- 事務局 保険料の値上げ幅については、北海道の協会けんぽの値上げ額 3,150 円を目安に、それに近い 3,190 円、伸び率で申しますと 2.99%の値上げに抑えており、一般会計繰入金があれば 10%位伸びてしまうものと想定しておりましたので、財政当局との話し合いの中で力を入れたところでもあります。
- 会長 概要は判りました。質問・意見などありませんか。
- 委員 賦課限度額が改定となる限度額超過世帯数は。
- 事務局 限度超過している世帯数ですが、医療保険分で 1,074 世帯、後期高齢者支援金分で 1,042 世帯、介護納付金分で 637 世帯となっております。
- 委員 今回の 2.99%の値上げということですが、値上げによる影響としてモデルケースとして教えてほしいのですが。例えば、40 歳の夫婦 2 人の世帯で年間 100 万の所得、200 万、300 万位の方の負担増は。概ねでよろしいですが。
- 事務局 今、言われたモデルケースでなく、色々のケースの内容で説明したいと思います。1人世帯で所得から 33 万円の控除を差引いた、給与収入で 98 万円、年金収入で 153 万円の世帯で 7 割軽減を受ける世帯ですが 23,500 円から 23,900 円と金額で 400 円、率で 1.70%のアップとなります。3人世帯で所得が 233 万円、給与収入で 358 万円、年金収入で 360 万円の世帯の場合、395,800 円から 404,000 円と金額で 8,200 円、率で 2.07%の増となります。4人世帯で所得額が 483 万円、給与収入で 670 万円の世帯の場合、708,400 円が 732,300 円と金額で 23,900 円、率で 3.37%の増となります。所得 580 万円の世帯の場合は賦課限度額に達しておりますから 710,000 円から 750,000 円と金額で 4 万円、率で 5.63%の増となります。
- 会長 概ね所得が上がっていけば、負担率も少しずつ大きくなっていくことになりますね。

事務局 今年の賦課限度額上げ幅が4万円でしたので、所得が低い人よりも、限度額に到達した人の上げ幅が大きく、一定の所得のある方から負担していただくこととなります。逆に限度額の改正がない年は、すでに限度額に達している所得が高い人の保険料が前年と同じになってしまうことから、所得の低い人達から負担が求めることとなりますので、保険料率の改定と併せて限度額の改定を行わないとアンバランスが生じることとなります。

会長 よろしいですか。

委員 判りました。次に平成22年度の保険料の収納率ですが。

事務局 昨年は86.88%の収納率で、今年度は大詰めの作業中ですが、5月31日に入った分まで現年度収入となるので、徴収員ががんばって追い込みの集金をしております。4月末で前年より0.4%アップ上回っておりますので、このままのアップが期待できるので、87.2%は期待できると考えております。

委員 平成22年度は5%の保険料率の値上げの中で、収納率が下がるのではないかと心配していましたが、収納率のアップは非常によかったと思います。自主納付、口座振替、コンビニ納付等の最近の収納額の内訳は。

事務局 平成22年度分は出納閉鎖期間が終了後、集計されますので、現時点では集計されておりませんが、平成21年度の内容でお答えします。納付金額で申しますと、納付金額の43.3%が口座振替によるもので、年金の特別徴収が3.6%、銀行等で納入が25.1%、郵便局で納入が6.7%、コンビニ利用による納入が18%、徴収員などの集金による納入が3.3%となっております。次に人数別の納付割合ですが、納入者の37.9%が口座振替によるもので、特別徴収が4.00%、銀行納入が23.7%、郵便局が8.3%、コンビニが22.3%、集金が3.8%となっております。5年前と比較しますと、コンビニでの納入する方が倍増しており、口座での振替も利用促進を図り33.7%から37.9%と伸びております。その一方、銀行、郵便局での納入が伸びておらず、コンビニ納入に流れているものと思われま。

委員 徴収員の収納額は。

事務局 平成 21 年度で 141,030 千円となります。

委員 徴収員の人数は。

事務局 集金に従事している者は 17 名で、内勤事務に従事している者が 2 名です。

委員 嘱託職員の在職年数は。

事務局 平均年数は 7.24 年で、月数では 7 年 3 ヶ月で、最長は 16.5 年、最短は今年 4 月 1 日採用している 1 名となっております。

委員 比較的在職年数が長いように思われます。以前、国保新聞である都市の場合ですが、6 人の徴収員で 1 億 4 万円の集金を行っている記事を読んだことがあります。この記事からすると徴収員の収納効率が悪いように思われますが。

事務局 17 名で 1 億 4 千万余りの集金で、一人当たり 800 万位の収納額になります。道内主要 10 市の状況ですが、一番高い小樽市は徴収職員が 14 人で一人当たり 2,500 万円、札幌市は 100 人で一人当たり 900 万円、函館市は 6 人で一人当たり 89 万円の集金額で、各市の徴収員の業務内容によって集金額のばらつきがあります。

委員 徴収員も集金以外の業務を行うので集金額に違いがあるのでは。

事務局 徴収員の仕事の内容ですが、未納者への納入督促、国保申告・口座振替・減免申請等の促進、生活の実態調査などの集金以外の業務もあり、集金の金額も過去から比べますと減ってきております。納付方法もコンビニ納入が浸透し、嘱託職員の業務が変わってきたことを認識しております。

委員 平成 22 年度の決算見込みは。平成 20 年度末の累積赤字 2.3 億円について、平成 22 年度で解消するという内容でしたが、これらを含めてお聞きしたい。

事務局 今、平成 22 年度決算に向けて大詰め作業中で、歳入が 31 日まで受けることになるので、もうすぐ決まる予定です。収支を単純にみれば 1.3 億円の黒字となる見込みで、平成 22 年度において一般会計から赤字解消の繰入で、平成 20 年度末に発生した累積赤字額 2.3 億円を解消する予算を組んでおりますので、単年度で 2.3 億円が単年度黒字になっていなければならない状況なのですが、単純に差し引きますと想定していた額よりも 1 億円程度足りない分が単年度赤字で増える状況です。累積赤字の状況は、平成 21 年度末の累積赤字 3.5 億円の内、平成 22 年度予算で 2.3 億円を解消します。今年度発生予定の 1 億円が増加してしまいますことから、平成 22 年度の決算時点で約 2.2 億円から 2.3 億万円程度の累積赤字額になると見込んでおります。平成 23 年度予算で平成 21 年度の単年度赤字の 1.2 億円を解消する予定で、平成 23 年度末では平成 22 年度に発生した 1 億円の赤字が残る予定となっております。

委員 厳しい状況が続きますね。

事務局 累積赤字を解消していますが、一方で単年度の赤字を増やしていく状況ですから、単年度収支で黒字にすることが必要と考えています。

委員 被保険者の立場から一般会計からの繰入を多くし、保険料の値上げを抑えていただきたいことをお願いとしたい。

会長 他に何か質問などありませんか。無いようですので、諮問案のとおり承認することよろしいか、お諮りしたいと思います。

(異議なしの声)

会長 異議なしとのことですので、諮問案どおり、承認といたします。

会長 次に、その他についてですが、委員の皆様のほうで、何かございませんか。なければ、事務局よりお願いします。

事務局 改選に伴う手続きについて説明いたします。
平成 23 年 6 月 30 日をもって、被用者保険等保険者を代

表する委員を除く委員について改選期を迎えておりますので、改選に向けての事務手続きを出身団体等と進めさせていただきますので、よろしく協力のほどお願いいたします。

続きまして、平成 23 年度第 2 回の国民健康保険運営協議会の開催予定ですが、平成 23 年 9 月 12 日（月）午後 6 時 30 分から市役所 10 階第 6 会議室で予定しております。会議の内容ですが、平成 22 年度国民健康保険会計の決算となります。

会長 改選期を迎えて、部長よりあいさつがあります。

事務局 6 月 30 日をもちまして、改選期を迎える国民健康保険運営委員の皆様へ一言、お礼申し上げます。また、諮問案のとおり、ご承認いただきありがとうございます。

ご承知のように、国保を取り巻く環境は被保険者の高齢化及び医療技術の高度化に伴う医療費の増嵩傾向、低迷する経済情勢などから大変厳しい状況が続いていると認識しております。

多くは国の制度改正をまたねばりませんが、国保が「国民皆保険制度」の一環を担い安定的・持続的な制度運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。

先ほどの議論の中でいかに保険料率を抑えていくかのお話しをいただいたところであり、このことを含め、予算の時期にしっかり考えていかねばならないと思っております。

今回の委員各位につきましては、平成 21 年 7 月以来、2 年間にわたりまして、種々国民健康保険についてご議審賜り、改めましてお礼申し上げます。

今後も、これまでの皆様からのご指摘、ご意見を出来る限り国保事業に反映させていく所存であります。皆様、2 年間大変ありがとうございました。

会長 私の方も 2 年間大変お世話になりました。私も 6 月までの任期がありますけれど、今回をもちまして退任したいと思います。7 期 14 年の長きにわたり、大変ありがとうございました。

会長 特に質問なければ、本日の会議はこれをもちまして終了させていただきます。長時間にわたり、熱心なご討論に参加いただきありがとうございました。